

食料・農業・地域政策の推進に関する意見書

世界的な物価高騰の波のなかでも、その流れに国産農畜産物だけが取り残されており、今後、営農を再開・継続できるかどうかという危機的な状況に立ち至っている。

については、改正される基本法に沿った形で、次期基本計画において施策を具体化し、将来にわたる食料安全保障の確立がはかられるよう、下記事項の実現に特段のご尽力を賜るよう要請する。

記

1. 食料安全保障の確保に向けた施策の具体化

- 国民への食料の安定供給と、農業・農村の持続的発展に向けた基本政策を確立するとともに、基本法改正元年にふさわしい万全な予算を確保すること。
- 国内の農業生産の増大を基本とし、適切に食料安全保障の確保に関する目標を設定するとともに、生産現場の実態をふまえ必要に応じて施策の見直しを行うこと。
- 国産農畜産物の再生産に必要なコストを考慮した、適正な価格形成の実現に向けた取り組みの具体的な施策を講ずるとともに、消費者に対して適正な価格形成の醸成、さらには国産農畜産物を選択する行動変容につながる施策を拡充すること。

2. 農業の持続的な発展と農村振興

- 食料の安定供給や物流対策、スマート農業技術実装に対応するための、共同利用施設の整備・更新にかかる支援を拡充すること。
- 物流 2024 年問題への対策として、農畜産物の万全な供給体制を構築するため、集出荷施設の改修やサプライチェーン全体の物流効率化を促進するための支援を拡充すること。
- 担い手経営体の確保・育成支援の他、地域計画に位置付けられた多様な農業者への施策を拡充すること。
- 中山間地域における農業の振興と共同活動の促進、多面的機能の発揮のための施策を拡充すること。

3. 水田・畑作農業対策

- 意欲的な水準で取り組みやすい具体性のある生産努力目標を設定し、水田におけるブロックローテーションの徹底を集中的に実施するとともに、備蓄米制度の現行水準（100 万トン程度）を堅持すること。
- 水田・畑作経営の安定や需要のある畑作物等の生産拡大に向けて、必要な予算を確保するとともに、中山間地での営農継続や地域の維持が可能となるような

施策を講ずること。

- 輸入依存穀物や飼料作物などの生産・流通にかかる支援を講ずること。
- 事業者、消費者などの各段階において、国産切替が促進されるような施策を措置すること。
- 国産米粉について、需要拡大・機械導入・サプライチェーンの強化やそれに対応した生産拡大に向けた支援を拡充すること。
- 国産飼料増産に向けた継続性のある支援や、耕畜連携を推進・拡大するための対策を講ずること。
- 漸減していく国内の主食用米の需要に対応するため、海外における日本産米の需要開拓と、競争力確保のための徹底した低コスト生産技術の開発・普及等の対策を講ずること。

4. 自然災害に強い農業づくり対策

- 被災地の被害状況に対応できる継続的かつ柔軟な復旧対策の措置・拡充と、関係省庁と連携した支援体制を構築するとともに、自然災害が激甚化・頻発化するなか、防災・減災の観点から災害に強い農業づくり対策を継続・拡充すること。
- 異常気象に伴う生育障害や収量・品質の低下の被害に対応するため、新品種や栽培技術の開発を含む気候変動への対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

あわらし議会